

令和元年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和元年11月8日（金）

10時00分～11時10分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：吉川企画広報監）

ただ今から、令和元年度第2回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は環境政策課企画広報監の吉川と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の皆様、傍聴者の皆様をお願いいたします。福岡県環境審議会傍聴要領の規定により、本日の審議会における報道機関の方、傍聴の方による撮影につきましては、この後の部長挨拶まで、また録音につきましては、会議終了まで会長に許可されています。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の吉留が御挨拶申し上げます。

（環境部：吉留部長）

皆さん、おはようございます。環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から、本県の環境行政の推進に大変御尽力いただいております。この場をお借りしまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、環境問題の中でも、私たち人類の生存に関わる喫緊かつ重要な課題は、やはり地球温暖化への対応でございます。先般、東日本を直撃しました台風であるとか、あるいは本県における3年連続の大雨、こういった台風の強大化、あるいは短時間に降る強い雨というのは、地球温暖化の影響もあるというふうに言われております。また、地球温暖化は生物多様性にも影響を及ぼすものでありまして、希少な動植物種への影響も懸念されているところでございます。

こうしたことから、今回の審議会では、大規模災害に対応した災害廃棄物の処理と希少な動植物種のさらなる積極的な保護のあり方について、2件諮問をさせていただくことにしております。

また、この他再生可能エネルギーのうち、水力発電に次ぐシェアを占めております太陽光発電、この発電事業へのアセスメントの考え方につきまして、答申をいただくことにしております。

いずれも大変重要な事項でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

（環境政策課：吉川企画広報監）

報道機関の皆様、傍聴者の皆様をお願いいたします。冒頭をお願いしましたとおり、本日

の審議会における撮影につきましては、これまでとさせていただきます。また、録音につきましては、会議終了まで許可されています。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員36名中25名の出席で半数以上の御出席をいただいております。したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

前回の審議会以降、3名の委員が交代されています。新たに委員に就任いただいた方を御紹介いたします。

福岡県議会議員の野田委員に代わりまして、福岡県議会議員の堤かなめ委員、筑波大学の藤田委員に代わりまして、九州大学の高取千佳委員、九州地方整備局の藤巻委員に代わりまして、企画部長の堂菌俊多委員です。

また、本日、柳生委員、堂菌委員につきましては、代理にて、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐 久保智恵子様、九州地方整備局企画部広域計画課長 池田稔浩様に御出席いただいております。

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、皆さんおはようございます。よろしくをお願いいたします。

恒例のことですが、最近の状況を最初に少しお話をしたいと思います。

まずは、大変関心を呼んでいます、レジ袋の有料化についてですが、既にニュースでも報道されていますので、お聞きになった方が多いと思いますが、来年7月1日導入を目標に準備が進められているようでございます。

対象となりますのは、消費者が商品を購入する際に、商品を持ち運ぶために使われるプラスチック製の袋ということになっていますが、全部ではないようですね。衛生管理の観点から、マイバッグでは代替できない、持ち手がない極めて薄い、レジ横で購入した商品をしまうところに引張って出して使える薄手の袋、ああいうものは止むを得ないということで、これは無料でもいいということになっています。

それから、生分解性プラスチック、海の中に入って溶けてしまう、そういうプラスチックがありますが、この手のものは別に環境面に悪影響を及ぼす訳ではないから有料化しなくてよい。それから、もう一つ大きいのが、空港などで買い物をすると分厚いビニール袋に入れてくれますよね。あれは意外と使い勝手が良くて、我が家などはクリーニング屋に行く時の袋としていつも使っていますが、皆さんが繰り返し使われるということが間違いない

ようなものについては、有料化しなくていいというのが、今案として出ていまして、大体これで決まりそうです。

ただし、いくらにするか、集めたお金を何に使うか、全部事業者にお任せ、国では決めません。既にやっておられる方があって、それぞれいろんなやり方で値段を決めたり、使い途を考えておられます。それを一挙に後から、これでやらなければいけませんというのもおかしいということで、これは事業者にお任せするとしています。

それから、対象になるのはあらゆる業種ということですが、中小企業等についての配慮が必要だろうということが言われています。このようなところが今のところ委員会で考えられている案のようですね。

それから、もう一つ、建築物の中にアスベストが使われているものがあって、これが飛び散ると大変困る、特に解体工事のときに困るということで、大気汚染防止法の中でかなり厳しく規制をするようにしたわけですね。

しかし、これまでは全てのアスベストの入っている建材が対象になっているわけではなかったのです。第1種、第2種という飛散性が高いようなものは規制対象ですが、そうではないものについては、今までは規制対象外だったのですけれど、やっぱり問題が多いというので、今回、大気汚染防止法を改正して、全てのアスベスト建材について規制対象にするということが委員会案として大体決まってきました。

ただ、これをまともにやると、行政の負担が相当重くなるわけですね。今までの10倍ぐらいの量になります。そこで、一応全て規制対象にするということにして、解体の仕方についてのルールは決めるけれども、具体的な手続きをも義務化して規制をするのは、ある程度の規模以上のものということにします。調査義務は、全ての建材にかかるのですが、調査結果を報告する義務はある程度の規模以上のものにするというような、行政の負担があまり重くならないような案になっています。

それから、今まではアスベストが入っているか入っていないか、解体工事の場合に業者が調べて、施主に報告しなくてはいけなかったのですが、その報告をしたという記録を施主にきちっと保管してもらおうということをも義務付けることになりました。

これは、工事の後、届けをしなければいけないのは実は施主の役割なんですね。ですから、届けがなかった時に分かって、届けをしなかったか分からずに届けてなかったというのがはっきりするようにということで、保管義務を課すということになりました。

それから、工事完了後、完了報告もちゃんとしてくださいということを制度化しようとかですね、いろいろと細かい点についても、この制度が変わってくることになります。これは多分、今度の通常国会に法案が出てくるだろうと思います。

もう一つはですね、土壌の環境基準とか、いろいろ決まっていますが、今まで決まっていた基準よりもカドミウムについての基準を厳しくすることになりました。例えばですね、今まで水に溶け出す量が1リットルの水に0.01mg以下でなければいけないということになっていたのが、今度は0.003mgですから、大体3分の1くらいになるんで

すね。

これは実は大変悩ましいことで、今までカドミウムが入っているような農地は浄化してもらっていたのです。これ下手すると、今度の環境基準が厳しくなったから、浄化をしたことが空振りに終わるといった可能性が出てくるので、なかなか大変なんですけども、国際的な動きがあるので、やむを得ず今度厳しくするということにいたしました。

それから、クリーニング屋なんかで使われている、トリクロロエチレンも今まで0.03mgだった基準を0.01mgということで、3分の1くらいに厳しくするということになります。

それで、こういうような土壌の基準が厳しくなりますと、さっきも言いましたように、これまで対策を立てていたとか、これまで調べていたところについても、もう一度調べ直さなければいけないのかという問題が出てきます。

これは、とても大変なことですから、とりあえず法律上汚染されているかどうか、調べなければならないという機会が来るまでは何もする必要はありません。調べなければいけないということになった時に、新しい基準に合ってなければ、ちゃんと手当してくださいということにしました。

この経過措置については、再来週委員会で議論をするので、まだ時間がかかるかもしれませんが、今のところ、やっぱり全部調べ直してくださいなんて無茶な事は言えませんので、これまでの基準で、それなりの安全性があると言われたものについては、当分はそれで良いことにしようかなど、このような話になりつつあります。

というところが、これまでの最近の動きです。

それから、大きく話は変わりますが、景観法に基づいて綺麗な景色を守りましょうという取り組みをしている九州中の自治体が全部集まって、会議が昨日太宰府市であったんですね。

この景観を保護する団体が国やいろんなところに毎年要望を出しているのですが、その要望の中に、再生可能エネルギーのための風力発電や太陽光発電がやっぱり景色の上で問題を起こしているの、ちゃんとやってほしいというような要望が出ました。

それで、早速ですけれども、実は太陽光発電についてはアセス法の対象にすることにしましたと私は皆さんに報告したのですが、それは県の方でも、国のアセスの法律で対象にならないような規模のものについて、県では対象にしようということで、前からこの審議会では皆さん方にお諮りをして、委員会で検討いたしましたので、今日はその結果を御報告しまして、皆さんにそのような県の条例の改正、規則の改正について、お認めいただきたいということをこれからお諮りしたいと思っています。

それから、先ほどお話がありましたように、新しく2つの諮問を受けるということになりましたので、今日は主に答申をお決めいただくことと新たな諮問を受けるということで、ございますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、早速ですが、ただ今申し上げましたように、福岡県環境影響評価条例の適用につい

て、条例そのものを変えるわけではないんですが、細かい規則を変えることによって、太陽光発電についても、アセスの対象にしましょうということについてのお話でございます。この件については、前回の審議会で専門委員会を作って、専門委員会で内容を検討するようということをございましたので、専門委員会を立ち上げました。

私が専門委員会の委員長を務めましたので、まず概要をお話いたします。専門委員会は2回開きまして、この条例の適用についての検討をしてまいりました。こんなふうな見直しをすることが適当だろうという結論に達しましたので、資料1にありますように答申案をまとめたということでございます。

では、事務局から答申を読み上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(自然環境課：岩崎課長)

資料1「答申事項」の1ページを御覧ください。では、答申案を読み上げさせていただきます。

「I はじめに」、本県では、平成11年6月の環境影響評価法（以下「法」という。）の施行後、同年12月に福岡県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を施行し、環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてきた。

平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては太陽光発電事業などの再生可能エネルギーについて、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組みを引き続き積極的に推進していくとされた一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。

今般、国においては、新たに生じた様々な課題に対応するため、法施行令を改正し、令和2年4月から太陽光発電事業を法の対象とすることとしたところである。

このような状況のもと、本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることに鑑み、福岡県環境審議会は令和元年7月24日、知事から太陽光発電事業に対する条例の適用について諮問を受けた。

本審議会は、国が太陽光発電事業を法の対象として追加することを踏まえ、同事業に対する条例の適用について、環境影響評価専門委員会を設け、審議を行った。同専門委員会の審議結果の報告を受け、本審議会は、より一層の環境配慮の促進に資する効果的な環境影響評価手続となるよう、次のとおり、太陽光発電事業に対し、条例を適用することが適当であるとの結論に達した。

「II 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方」「1 太陽光発電事業に対する条例の適用について」、環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生などの新たに生じた様々な課題に対応するため、環境影響評価法施行令を改正し、令和2年4月から太陽光発電事業を法の対象事業として追加することとしている。

本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることから、太陽光発電事業を条例の対象として追加することが適当である。

なお、現行の条例第2条別表において、既に「発電所の設置及び変更の工事」を対象事業として規定しており、その種類及び要件については、条例施行規則で定めることとなっているため、当該規則の改正を行う必要がある。

2ページを御覧ください。

「2 太陽光発電事業に関する規模要件等について」「(1) 条例の対象とする事業規模の指標について」、太陽光発電事業においては、土地区画整理事業や宅地造成事業などの面的開発と同等の環境影響が生じるものであることから、規模要件の指標を面積とすることが適当である。

環境省は、環境影響評価法における規模要件の指標を総出力(kW)としているが、地方公共団体が条例において太陽光発電事業を対象とする際に規模要件の指標を面積(ha)とすることを否定するものではないとしており、法と条例の規模要件の指標が異なることで相互の観点から補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができるとしている。

「(2) 条例の対象とする事業規模について」、条例対象の事業規模については、すべて法第1種事業の50%としている。太陽光発電事業については、法第1種事業の4万kWが面積100haを目安に設定されていることから、対象事業の規模は、この50%にあたる50ha以上とすることが適当である。

「(3) 条例対象事業の実施区域の範囲について」、条例対象事業の実施区域の範囲については、土地造成を実施する面積のみに限定せず、土地造成を実施しない面積並びに残置森林や太陽光発電事業を実施するために必要な開発区域全体を含むものとするのが適当である。

太陽光発電設備の設置による景観への影響や動植物の生息への影響(鳥類が設備を湖水と錯覚するなど)については、土地造成の有無とは関連がなく、残置森林や事業実施のために必要な区域全体を対象事業面積とすることによって、より適切な環境への配慮や住民理解の促進を図ることができる。

「(4) 地域特性に対する考え方について」、太陽光発電事業に対する条例適用の判定については、事業実施区域における用途区域設定や森林伐採の有無などの地域特性は考慮せず、一律に50ha以上の事業を条例の対象とすることが適当である。

ただし、既に土地造成がなされた後も自然環境に変化が見られず、裸地の状態のままであるなど、事業の実施によって生じる環境影響が小さいと想定される地域については、環境影響評価項目の簡素化並びに調査、予測及び評価手法の簡素化を行うことが適当である。

このことに関しては、環境影響評価の実施手法を定めた福岡県環境影響評価技術指針において、具体的に規定することが必要である

3ページを御覧ください。

「(5) 条例の対象とならない小規模事業への対応について」、条例の対象とならない小規模の事業であっても、環境に配慮し、地域との共生を図ることが重要であることから、今後、環境省において策定が予定されているガイドラインを参考にしつつ必要な対応を検討し、事業者による自主的で事業規模に見合った簡易な環境影響評価の取組みを促すことが適当である。

なお、事業の実施に当たっては、事業者が地域住民の理解を得るために必要な措置を十分に行うよう促すこととする。

「(6) その他」、環境影響評価とは、一定の手続を定めた規定であり、事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえ環境保全措置を講じ、より良い事業計画を作り上げていく制度である。

太陽光発電事業について、透明性の高い環境影響評価を実施することにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での再生可能エネルギーの健全な立地が促進されると考えられる。

なお、両政令市に関する条例第46条の適用については、太陽光発電事業においても同様である。

答申案の内容は以上でございますが、答申案の最後の箇所、「両政令市に関する条例第46条の適用について」補足の説明をさせていただきます。

福岡県環境影響評価条例第46条では、「市町村が独自に環境影響評価に関する条例を制定している場合で、事業の実施により、環境影響を受ける範囲が当該市町村の区域内に限られる事業として、当該市町村条例の対象とされた場合については、県条例を適用しない」とされており。

この市町村につきましては、条例の施行規則によりまして、北九州市と福岡市両政令市のみに限られております。この場合、事業者は県条例ではなく、政令市の条例に基づき、環境影響評価の手続を進め、当該政令市長が手続の段階に応じて意見を述べることとなります。

ただし、事業による環境影響が、政令市以外の他の市町村にも及ぶと懸念される場合には、県条例が適用され、知事が意見を述べることとなります。説明は以上です。

(浅野会長)

はい、以上答申案の内容について、事務局から読み上げていただきました。

この答申案について、何か御意見、御質問がございましたらお受けいたしますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、久留委員。

(久留委員)

1箇所イメージが分かりにくいところがあったので、ちょっとお尋ねしたいのですが。

2ページ、「2(3) 条例対象事業の実施区域の範囲について」というところですが、これは太陽光パネルを設置しているところだけではなく、もっと広い範囲を含めたようなところなのではないでしょうか。

範囲というのが、文章ではイメージし難いのですが、ある程度具体的なことが言えるのであれば、大体どういった範囲というのを教えていただきたいなと思います。

(浅野会長)

要するにですね、パネルを並べるところが太陽光発電の問題を起こすところだから、そこだけ施設の対象にすればいいはずだ、だからパネルを広げて、その広さが全体の50ha以上の場合は、アセスの対象にするというようなことにしてしまうと、例えば、ゴルフ場の経営が成り立たなくなったので、太陽光発電を作りましようと言ってですね、ゴルフ場のある部分に、パネルを並べるけれどもそれは50haにはなりませんというようなことが出てきますね。

そうすると、アセスをやらなくても勝手にやっても良いということになるのですが、やっぱり今のような場合でしたら、ゴルフ場の敷地全部を事業の場所と考えて、それが50haを超えていれば、アセスをやってくださいということにしました。

つまり、その事業区域、ここで事業をやりますとっている区域は、パネルを並べるということだけを考える必要はない、仮に木なんかもあって、そういうものについても考えなければいけないだろうしということです。

ですから、ここで言っている事業の実施区域は、パネルを並べているところという意味ではありませんということです。この考え方は、別に突拍子もない考え方でなくて、面開発でアセスをする場合については、常にそういう扱いをしてきています。

つまりブルドーザーが走るところの面積だけで面開発、アセスの対象にするかどうか決めるとかってやっていませんので、この事業はここでやりますと言うのだったら、その境界線全部が50haを超えていれば、事業対象、アセスの対象にしますというやり方にしてきています。

(久留委員)

事業者がこの範囲内ですと言ったところという意味合いでも良いのですか。

(浅野会長)

そこは実際の運用上どうするかって問題があってですね。複合的にある土地を使うという場合もありますから、その時に関係ないところまで全部含めるということもあり得ますよね。基本的には電気事業法の届出などをする時に、事業区域として、どこで届けているかということが一応の目安にはなるとは思いますけどね。

それにこだわると、またおかしくなりますから、やっぱりケースバイケースで考えること

になるのでしょうか。よろしいでしょうか。

(久留委員)

何となく。ちょっと難しい。

(浅野会長)

実はかなり運用上は厄介な部分ではあります。たった1haで、アセス対象にしなくていいとかしなければいけないという際どい話が出てきた時に、揉める種になるだろうと思いますから、そこはやっぱり混乱が起こらないように、はっきりとルール化するようにということは事務局にも指示してあります。

課長から何か補足があれば。

(自然環境課：岩崎課長)

通常、全国の状況を見ましても、土地造成をする部分だけを対象とされているところがあります。土地造成をすると、そこにパネルを置くんですが、それ以外にも道路だったり、事務所を置いたり、パワーコンディショナーとかが設置されていれば、そういう部分も含めて、会長がおっしゃったように、電気事業に必要な範囲は、全体を対象として捉えたいというふうに考えております。

(久留委員)

その辺をしっかりと事業者に伝えないと。

(浅野会長)

はい、そうですね。

他に何か御質問、御意見ございますか。はい、どうぞ。

(田中昭代委員)

九州大学の田中でございます。

同じ2ページ、2(3)の4行目にありますが、「太陽光発電設備の設置による景観への影響」や次の「動植物への生息への影響」ということに関しまして、お尋ねしたいのですが。

1ページに、土砂災害等があった場合と書いてあります。例えばパネルを設置していて、破損するというケースも考えられるかと思えます。その際、パネルにはいろんな金属関係が使われていると思いますが、溶質試験もこの中に入っているのでしょうか。それが1点と、おそらくこれは含まれていないと思うんですが、パネルを設置して、10年とか20年設置した後の廃棄はこの中には含まれないのでしょうか。廃棄処理をどうするかということですが。

(浅野会長)

大変良い質問です。まず、前半の質問ですが、今まではパネルについて溶質試験をするというようなことを、アセスでやっている事例は自治体にも国にも全くありませんし、国の委員会でもその点については全く議論をしていません。おそらく、通常に使われて、雨水が当たって、流れていったから、そこで何かが流れ出てなんてことはおよそ想定できないので、問題ないだろうと。

ただ、廃止時については確かに問題があるんですが、残念なことに、アセス法というのは廃止時について、どこまで厳しく言えるかということについて、正直かなり疑問があるんですね。

一応、廃止時の廃棄物をどう扱うかについては、アセス対象にすることは可能ですから書きますけれども、ただ、そうは言うけれども、実際にどのくらいちゃんとやってもらえるかということについては、正直自信がありません。

というのはアセスをやるのは作る人ですが、途中で所有権が変わってしまうということがあり得るんですね。噂に聞くところでは、要領が良くてずるい業者は、地主から土地を借りてパネルを敷設して、9年経ったら、これはあなたにあげますから、あとはどうぞ1年間自由に使ってくださいというようにして、その取り付け最後の1年で稼げる電気代は全部土地所有者にもらえるよって言ってあげると、土地所有者は大喜びで、ああそうですかといって引き受けてしまう。

実は、撤去するのにすごくお金がかかるわけです。全部その所有者に負担させてしまうという魂胆ということをする業者があるやに聞いているんですね。そんな事は法律で禁止というわけにもいかないものですから、そうなった時にですね、設置をする事業者さんがアセスをやってこういうふうにやりますと約束したことは、次の所有者にまで拘束力が及びませんので、ここはもうアセス制度の泣き所でしょうね。

極力、同一の事業者がやっているときにお願いベースでしっかりできると思いますし、それから廃棄の時どうするかということについても、今いろいろ検討もしていますし、リサイクルの手法なんかも検討が進んでいます。もう10年近く経てば、今より相当違った状況が生まれてくると思いますから、それに即して、また必要なら条例を変えるということを考えざるを得ないだろうと思います。

どうもありがとうございました。大変適切な御質問でした。

(田中昭代委員)

すいません、今のお話を聞いて、議論されているということで安心したんですけども、日本にはまだ入っていないと思うんですが、太陽光パネルのセル、基板の中にカドミウムテルルというのを使っているものがありまして、かなり安価で、世界中で出回っているという話を随分前から聞いています。

アメリカのファーストソーラー社というところが作っているんですが、いつ日本に入って

くるかわからないというのと、あとシリコン系ではなくて、CIGSとって、レアメタルを使って、インジウムとかガリウムとかが入っているようなものも、日本国内で使われていて、そういうものは有害性が明らかにある物質も含まれていますので、ぜひアセスメントを最後までやっていただけたらいいなと考えております。

(浅野会長)

ありがとうございました。国の委員会でも一度話題にしたいと思います。他に何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

(糸井委員)

条例の対象とする事業規模は、50ha以上ということですが、その規模感がよく分からないので、例えば福岡県内でその大きさの太陽光発電をやっているところがあれば、教えていただきたい。

(浅野会長)

これは事務局で調べていればお願いいたします。

(自然環境課：岩崎課長)

はい、今やっているのは数件で、もし条例を適用しました場合、今のところ1件が対象になります。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。他にございますか。はい、どうぞ井上委員。

(井上眞理委員)

2ページ、2(3)の「動植物の生息への影響」というところで、「(鳥類が設備を湖水と錯覚するなど)」と書いてありますが、あえて括弧の内容を書かれている理由というのは何かあるのでしょうか。

私は知らなかったのですが、太陽光パネルがキラキラしているのを鳥が湖水と思ったんだろうと読んでいたんですが、2(3)の最後の一行では、「より適切な環境への配慮」と書いてありまして、この括弧書きを書くことによって、では鳥類に対する対策はどうするんですかというような疑問がかえって生じてくる可能性もあると思うんですが。

(浅野会長)

これ、実は検討会レベルの議論では出てこなかったんだけど、国で委員会をやっている鷺谷先生から言われたのです。鷺谷先生から言われて、なるほどと思ったのは、トンボとか鳥はですね、反射光を見て、それを水面として認識して下りてくる、だから状況によってはそういうことが起こるのではないかと鷺谷先生が言うわけです。

なるほど、そういうことがあるのだな、そういうときはどうしようかなと議論したら、しょうがないから、どこかに池でも作って、そこにちゃんと水に入れるようにすることはできるのではないかと。

(井上眞理委員)

池などを作るということですね、分かりました。

(浅野会長)

ここに書かなくても良かったかもしれないのですけれども。

(山崎委員)

あまり関係ないのかもしれないですけど、50haというと、小学校50個分、100個分までにはならないと思いますけど、それくらいの面積ですよ。

何でそういう話をし出すかというと、小学校のグラウンドでもですね、浸透性を舗装にして、とにかく洪水が起きないようにと、今、洪水に問題ないとか、そういうことが問題になっています。

小学校50個分ぐらいないと問題にしなくてもいいという感じが何となくしたんですが、それは別途、治水上の環境とは別のところで決めていくということになるんでしょうか。

(浅野会長)

この規模の決め方は、自治体によっていろいろなので、もっと小さいものを対象にしている自治体もあるんですが、福岡県のアセス条例の仕切りは、国の半分という仕切りになっているので、それに合わせるとするとこれしかない。

これは、実は吉野委員からも広すぎるとだいぶ厳しく言われているんですが、それでも今までの条例の全体の構造をここだけ極端に変えるわけにはいかないもので、しょうがないのでということですね。

次の3ページの2(5)に、アセス条例そのものの対象にはしないが、自主アセスをやらせようということは、積極的に推奨しようということを考えていて、それでカバーできるものはカバーしようという話です。

(山崎委員)

ありがとうございました。

いずれにしても、今、洪水の中で、まず流出、雨の降り方が変わっているんで。

(浅野会長)

ある程度、大きな規模のものをやるときは、調整池みたいなものはきちっと作ってもらって、そこで水を1点バッファにするというようなことをやってもらわなければ怖いですよ。それはそうだろうと思います。渡邊委員どうぞ。

(渡邊公一郎委員)

繰り返しになるんですが、先ほど田中委員がおっしゃられた、この太陽光パネルを撤去する時の環境問題は、会長も言われましたけど、やはり非常に重要なポイントで、国はもしかしたらあまり考えていない可能性がありますよね。

ぜひ浅野会長の方から、国に対する説明をお願いしたいんですが。これには背景があって、田中委員は言われませんでしたけど、田中委員が世界で初めて太陽光パネルに含まれるインジウム、インジウムによる肺がんを指摘されていますよね。論文があります、私は見たことがあるんですが。

これは国があまり気にしていないのではないかと思います。インジウムと先ほどのカドミウムは、撤去の時に問題が発生する可能性が十分あります。これは、国、日本だけではなくて、世界であまり気にされていないんですが、これから起こる問題ですよ。だから、これは福岡発の重要な指摘として、ぜひ国に対して言ってほしいというふうに思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

国の方で意識していないわけではなくて、私が委員長ですから、十分意識はしておりますが、もう一度また解体撤去時のことについて、環境省の環境再生・資源循環局のmatterとしても、きっと考えていかなければいけないと思っていますから、それはちゃんと伝えます。

他に何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようでしたら、法律は事業を実施している規模でやりますが、本条例では、面積規模で対象を決めるということで、この答申案をもとに審議会の答申とすることに御異議ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日申し上げました、この答申案を審議会の答申ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

関係することですが、先ほど山崎委員がおっしゃったこととも関連しますが、事務局は小規模事業について、ガイドラインを参考にしながら対応するというふうに言っていますが、具体的にはどのように考えておられますか。

(自然環境課：岩崎課長)

はい、ガイドラインという話ですけども、事業者が環境に配慮して、地域住民の理解を得るために、必要な措置を十分に行うよう促すため、県条例の対象とならない小規模事業につきましては、環境省が策定を予定しておりますガイドラインを参考としまして、福岡県として必要な対応についてのガイドラインを策定し、これに基づきまして、行政指導を行いたいと考えております。

本県のガイドラインにつきましては、環境省が策定するものを参考として策定するとしておりますが、例えば、今後としましては、事業者が地域住民に対する説明会を実施すること、対象とする事業の規模、事業の実施による環境の影響について、調査、予測、評価を行う項目、これらについて具体的な検討を行うことを想定しております。以上です。

(浅野会長)

ということで、補足的に御説明申し上げました。

それでは、答申事項については、これで終わらせていただきまして、次に諮問事項が2件ございますので、この内のまず、「福岡県災害廃棄物処理計画の改定について」説明いただきます。資料の2を御覧ください。

(廃棄物対策課：山口課長)

資料の2「福岡県災害廃棄物処理計画の改定について」、説明させていただきます。資料を1枚おめくりいただきますと、諮問書案となっております。

本県では、大規模災害等で発生いたします、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理をするために平成28年3月に福岡県災害廃棄物処理計画を策定いたしまして、災害廃棄物処理体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

今般の各地で発生いたします大規模災害を受けまして、国の方では、災害廃棄物対策指針を改定し、また、本県の方でも、県の地域防災計画の改定、あるいは、洪水浸水想定区域の見直しを行っております。これらの状況を踏まえまして、福岡県災害廃棄物処理計画を改定するに当たりまして、お諮りするものでございます。

次に見直しの方向性等について1枚おめくりいただきたいと思っております。見直しの方向性等についてでございます。

まず、「1 災害廃棄物処理計画について」でございますが、この計画は先ほど申しましたとおり、大規模災害等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理をいたしまして、速やかに県民の生活基盤を復旧・復興させるために災害廃棄物処理に関する本県の基本的な考え方と方策を示したものでございます。

次に、「2 計画に定める見直しの要件」のところでございます。この計画におきましては、計画期間を定めておらず、状況の変化に応じて見直しを行っていくこととしております。その見直しの主な要件でございますが、3つございまして、1つ目として、本計画の上位計

画である廃棄物処理計画の改定時、2つ目として、県の地域防災計画が見直された時、3つ目として、被害想定の変更時などに見直しを検討することとしております。

「3 今回の計画の見直し理由」でございますが、以下の関連計画等が見直されたことによるものでございます。1つ目としては、平成30年3月の国の災害廃棄物対策指針の改定、2つ目といたしまして、平成30年5月の県の防災計画の見直し、3つ目として、今年5月の県の管理河川の洪水浸水想定区域の見直し、この3つが要因となっております。

最後に「4 見直しの方向性」でございます。まず、国の災害廃棄物対策指針の改定によるものといたしまして、太陽光パネルやハイブリッド車のバッテリーなど特別な取扱いが必要な廃棄物が新たに追加されたことを踏まえるもの、2つ目として、県の洪水浸水想定区域の見直しによるものといたしまして、想定区域が広がりましたことから、それに合わせまして、風水害による災害廃棄物の発生量を再推計いたしますとともに、その対応について検討するものでございます。次に、県の地域防災計画の改定によるものでございますが、防災計画がより分かりやすい表現をとというような見直し、文言の修正が行われておりますので、それに見合った修正を行うというものでございます。その他の見直しといたしまして、県内の一般廃棄物処理施設の処理能力や、最終処分場の残余容量などのデータを最新にする更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

はい、それでは、ただいま「福岡県災害廃棄物処理計画の改定について」、県知事から諮問をいただきまして、これについて、当審議会で議論することになりますが、どういうことが問題なのかという点についての説明を受けました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見がございますでしょうか。

はい、どうぞ、門上委員。

(門上委員)

災害廃棄物処理計画の中身については、詳しく知らないのですが、災害になりますと、今回の大水害の場合のように、いろんなものが壊れてしまっって、大量に発生したごみが1か所に溜められ、その中にいろんな有害なものが入っている可能性があるわけですね。

ここに太陽光パネル等と書かれていますが、こういうものに限らず、一般的なものの中にも色々な有害物質が入っている。普通の廃棄物の場合だったら、少しずつ適正に処理をされて環境に出て行きますが、災害の場合だと、大量のものが校庭などに置かれるということもあり、そうすると雨が降ると有害なものが溶け出てくるという可能性もあって、いわゆる二次汚染の可能性があるとと思います。

例えば、古民家なんかだと、木材に昔のDDTとかいろいろ使われているわけですね。我々が分析したら、土壌から色々な農薬などが微量ですが出てくることもあります。事業所によ

っては農薬以外の様々な有害物質も取り扱っているため、それが出てくるといふこともあると思います。

そういう事態に対して、例えば、廃棄物の一時保管場所などからの有害物質の流出対策を検討するとか、もしくはモニタリング体制を作っておくとか、災害廃棄物処理計画の中には、そういうことも含まれているのでしょうか。

(浅野会長)

という御質問ですが、何か答えがありますか。

(廃棄物対策課：山口課長)

計画の中に入っております。危険物に対する取扱いについては、現状の計画の中に入っております。

(浅野会長)

危険物と分からないようなところに、変なものがある可能性があるからどうするのか、という質問です。

(門上委員)

おそらく想定外のものが出てくるわけですね。山のようにごみが集まっていれば、想定外の有害物質が含まれている可能性もあります。そうであると、その中から流出して周辺環境に拡散するリスクがあるので、モニタリングなどを含め何らかの対応策を検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

そうしないと、有害物質がごみ集積場の外に流出してしまって、環境を汚染して大変なことになる可能性もあります。

(浅野会長)

御趣旨はよく分かりました。

この問題についてはですね、まずポイントとして、本当に有害物質を抱え込んでいる事業所がどのくらいあるのかという、潜在的な危険性について、平時からの情報収集をちゃんとやらなければいけないし、その情報に基づいて、どういう対応をしたらいいかということについて、実は今、環境研究の中でも、研究を始めたところなんですね。それが多分もう1、2年くらいで答えが出てくるといふので、そういうものを参考にしながら考えることは、将来的にはできると思えますね。今はそれもできていない。

委員がおっしゃるような意味の、ポイントとしてはっきり危ないぞと分かっていないようなところから出てくる有害物については、正直かなりきついですね。全部調べて回るといふのは、ほとんど不可能に近いでしょう。ですから、注意しなければいけないということから

いは書くことができるとしても、具体的にどうしなさいと書くのはちょっと無理ですね。

多くの場合、災害対策という時は、ある種やむを得ない部分があって、様々な規制法でいろんなことを言っている場合でも、災害対応の場合は、例外を認めざるを得ないということを書いてきているわけです。

とは言うものの、やっぱり問題がありますから、スペースなどについては、徐々に対応ができつつあるので、その辺のところまではまだ分かっているのですが、それ以上の微量の有害化学物質の世界になると、今のところは難しいとしか言えないような気もするのですが、どうでしょうか。

(門上委員)

いわゆる災害時の二次汚染防止というようなことで、いろいろ研究などされていて、ぜひそういうことに少しでも尽力していただいて、少しでも前に進むようにしていただくようなことをというようなことを入れてほしいなということですね。

(浅野会長)

ということを御注意として受けて、やっぱり自治体にも意識してもらう必要がありますから、こういう問題がある可能性があるから、留意してほしいというようなことですね。

言っておかなければいけないという御注意です。ありがとうございました。

他に何か、はいどうぞ。

(山崎委員)

前回、県で災害廃棄物処理計画を立てたわけですね。その時はまだ、うきは市の洪水が起きる前で、あのような災害がその時点では全然想定できていなかった気がするんですね。

今からは、災害廃棄物の質の問題もそうですけど、量がちょっと把握しにくいというか、雨の降り方が今までから更に悪くなっていく可能性が指摘されているんですね。その量をどういうふうに把握していくか、対策を立てるか、福岡県内の処理能力、多分周りの自治体もそれほどないでしょうから、それそのものがパンクするんじゃないかという気がしています。

(浅野会長)

今の御指摘は、今までやってきた手法で推計をして、それが今度その浸水想定区域が見直されたので、従来の計算方法で新しい面積の計算をするだけでは不十分ではないか、ということだと思います。

確かに、皆さんいろいろ研究しておられて、森林の状況がどうで森林管理がどうだみたいなことまで少し意識して、プラスアルファの要素を考慮しておかなければいけないのではないかと議論が始まっていますから、その辺十分留意した検討をしていこうというのが、多分山崎委員の言いたいことだろうと思うわけです。

これは、御注意として受けておいてほしいと思います。

(廃棄物対策課：山口課長)

了解しました。

(浅野会長)

他に何かございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この諮問につきましては、専門的な知識を有する方々にお集まりいただきまして、専門委員会を設けて、そこで集中的に議論いただき、その結果を本審議会に報告いただいて審議会の答申とする、という手順で進めたいと思いますが、このような進め方でよろしゅうございましょうか。

それでは、御異議ないようでございますので、審議会運営規則第6条の規定に基づいて、専門委員会を設置することにいたしたいと思います。この災害廃棄物処理計画を審議する専門委員会の委員の人選につきましては、後日私の方で行わせていただきたいと思いますので、御了承いただければと思います。

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、もう一つの諮問事項である「希少野生動植物種の保護のあり方」について事務局から説明いただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

はい、自然環境課長の岩崎です。それでは資料3 諮問事項「希少野生動植物種の保護のあり方」について御説明いたします。

資料3の表紙の次のページの諮問書を御覧ください。最初の箇所を読み上げさせていただきます。

本県では、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）について、県レッドデータブック発刊による啓発や環境影響評価制度等の既存制度の活用等により、保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にあります。

ここで、希少種の現状、それから保護に関する本県の取組みにつきまして、説明させていただきます。

諮問書の次のページ、1ページを御覧いただきたいと思います。タイトルが「希少野生動植物種の保護のあり方（案）について」となっております。

「1 条例制定の必要性の検討について」、「① レッドデータブック掲載種の推移」を

御覧いただきたいと思います。希少種の現状についてですが、県レッドデータブックに掲載しております種の数には初版を発刊しました2001年と、改訂版を発刊しました2011年・2014年を比較しますと、増加傾向にあります。

次に「② 現行の希少種保護の取組・制度と課題について」を御覧ください。現在行われております希少種保護の取組みですが、県の取組みとしましては、レッドデータブックを活用しました啓発、環境影響評価制度や公共工事配慮指針の活用、そして、国の取組みとしまして、種の保存法による国内希少野生動植物種の指定などが挙げられます。しかし、この4つの取組みにつきましても、表の右側に記載したような課題、例えば、レッドデータブックを活用しました啓発では、希少種の採取や捕獲に係る規制ができないなどがあり、希少種保護の徹底が困難な状況にあります。

そこで、本県では、平成30年度から希少種の調査と専門家による検討を行いました。次に「③ 希少種調査について」「④ 専門家による検討について」を御覧ください。

要旨は、この③と④に記載しておりますが、詳しくは資料の3ページから8ページ、2枚めくっていただきたいと思いますが、こちらの方に専門家による検討の結果であります報告書を、それから1枚戻っていただきまして、報告書の概要を2ページに添付しております。ここでは、2ページの報告書の概要に基づきまして、御説明いたしますので御覧いただきたいと思います。

まず「1 委員会の概要」についてですが、国及び県のレッドデータブックの委員を務めた経験を有します大学教授を中心として、専門家6名からなる、福岡県指定希少野生動植物種等選定検討委員会を昨年5月に設置させていただきました。そして、今年の6月まで4回の会議を開催し、特に保護すべき指定候補種の選定及び保護管理方策の検討を行いました。

「2 指定候補種の選定方針の検討」についてですが、指定候補種を選定する方針について、国の希少野生動植物種保存基本方針を基としまして、13項目を決定しました。この13項目のうち、選定に係る主な方針としまして、そこに記載しておりますが、個体数や生息地が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種などがあります。

「3 指定候補種（案）の選定及び生息・生育状況調査の実施」についてですが、13項目の選定方針に従いまして、県レッドデータブックに掲載されております1,611種から62種に指定候補種の絞り込みを行いました。この62種につきましても、県のレッドデータブック発刊時から生息状況が変化していないかを把握するため、県が調査を実施したところ、開発、工事、管理放棄などにより、個体数や生息地数が減少したり、栽培や飼育などのために採取、捕獲された事例を確認しております。

「4 指定候補種の選定及びその保護管理方策の検討」「5 まとめ」についてですが、この調査結果を踏まえまして、62種のうち、23種が指定候補種として選定されました。合わせまして、これらの23種を保護するには希少種を保護するための条例を制定し、採取、捕獲、売買等に対する規制及び罰則を設けるとともに、保護管理事業を実施するよう提言が

あり、報告書がまとめられております。この報告書を9月にいただいたところです。

資料2ページ前に戻っていただきまして、諮問書を御覧いただきたいと思います。諮問書の下の方ですけども、以上のことを踏まえまして、本県としましては、条例の制定に向けた検討が必要であると考えておりますが、今後の希少種保護のあり方につきまして、環境審議会の意見を聴くため、本日諮問をさせていただいたものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

ありがとうございました。

この希少野生動植物種については、国の法律があるわけですが、国の法律だけでは十分でない県の固有の事情について反映をさせるために、条例を作る必要があるという意見が出てきまして、それに基づいて、本日知事から当審議会に諮問があったということでございます。

御説明につきまして、何か御質問、御意見ございますか。

いかがでございましょうか。はい、川崎委員。

(川崎委員)

一応、今は対象種として、23種を指定候補種ということで、今回決められたということですが、これは今後、例えば別の種、23種以外の種が絶滅のおそれがあるというようなことが分かれば、随時追加されていくという考えででしょうか。

(浅野会長)

この点事務局どうぞ。

(自然環境課：岩崎課長)

今、川崎委員のおっしゃったとおりです。

条例の規制と保護管理事業をやりまして、逆に増えれば今度は指定を解除ということも両方検討していくようなことを考えております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。要するに、話の順序としてはですね、希少な野生動植物を保護するために、どういうことをやればいいのか、どういうものを保護しなければいけないかということについて、検討いただいたところ、23種くらいになってきた。それを適切に保護するための仕組みがないので、この際条例を作ってくれということですね。

ですから、条例というのは箱みたいなもので、箱を作っておいて、改めて条例ができて、それを動かすときに本当に23種でいいかどうかについては、もう一度専門家の意見を聴いて、増やしたり減らしたりということはあるので、23種が絶対的な大前提で条例の議論を

するというわけではないというふうに理解していただきたいと思います。

23種の保護のための条例ではなくて、野生動植物について一般的に県としての枠組みをしっかりと作っておきたい、国の法律だけで十分でないところどうしましょう、こういう話ですね。よろしゅうございましょうか。

(山崎委員)

希少種の保護ということで、具体的にどう守るかですが、とにかく捕ってはいけないよとか、場所を決めるとか、禁猟区を決めるとか、そういうのは割と分かりやすいんですが、それでも、例えば河川の環境とかに何かあったりすると、生存できなくなりますよね。

ヒナモロコというのが希少種になっているかどうか知らないですけども、放置された水路みたいなところに生息しているんですね。そういうことから、邪魔だからどんどん私たちが減らしていったわけですね。ですから、そのサンクチュアリを作るのか、どのような形にするのか分かりませんが、もう少し積極的にそれを保全していくというのがあるのかなという気がします。

(浅野会長)

少なくとも、現行法の中では同じことを考えていて、両方あるんですね。

捕まえるな、売ったりしてもダメだぞ、それから必要な場合には生息地保護制度というのがあって、そこに指定して、通常の場合よりも厳しく規制をかけますというのがあるわけですね。そのような法律構造になっていますから、条例も同じようにあることについては、何の問題もないので、それはやることになると思いますね。

はい、門上委員。

(門上委員)

これも先ほどと同じようなお願いですが、つい先日、宍道湖の方で、ほとんど鰻が取れなくなりその原因を調べたら、ネオニコチノイドが1990年くらいに導入されて、それで一気に食べる餌がなくなって個体数が減少してしまったという論文が出ていました。通常の水質試験では原因が分からず、さらに原因を調べてみたら原因にたどり着いたということですが、希少種になった原因がある程度解明されていかないと、その対策の打ちようがないと思います。

実際どのような原因究明がなされているのでしょうか、一般的には、ここに書いてあるように、工事だとか開発だとかに関連する内容なのかもしれませんが、水質汚濁というふうに一般的に言われていても、何が本当の原因なのか、しっかり原因究明や研究していくとすることをしないと、本当の保護にはつながっていかないのではないかと、希少種だけを守ろうとするのではなく、その環境自体が本当にどうなのかということ把握する必要があると思います。

先ほど言った宍道湖のように鰻が減っていくのは餌がなくなったからということ、餌がな

くなったのはなぜかというようなことまで、遡っていかないといけないということなんで、ぜひそういうようなことにもチャレンジしていただきたいなと思います。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

重要な御指摘をいただきましたので、条例案の検討では、今の御発言が活きるようにしたいと思います。

他に、何かございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この諮問についても、先ほどと同様に、専門的な知識を要する面がございますので、専門委員会を設けて集中した議論を行う、その上でその結果について当審議会に御報告申し上げまして、審議会の答申にすることにしたと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、御了承いただきましたので、先ほどと同様に、審議会運営規則第6条の規定に基づいて、専門委員会の設置をいたします。

専門委員の委員につきましても、先ほどと同様、会長が指名することになっておりますので、これにつきましては、この場で指名をさせていただきたいと思います。九州大学名誉教授の井上委員、日本野鳥の会の川崎委員、元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員の馬場委員、弁護士の吉野委員、以上4名の方に専門委員をお願いいたしまして、委員長についても、会長が指名することになっておりますが、私が委員長になりたいと思います。よろしゅうございましょうか。

特に御異議がないようでしたら、そのように御了承いただいたということにいたします。

それでは、今日審議いたしました3件、全体について、あるいはそれ以外のことでも結構ですが、何か御発言、御質問、御意見ございましたらお受けいたしますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日はこれで閉会いたします。事務局から今後のことについて御説明いただきます。

(環境政策課：吉川企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。

また、今後とも、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。これをもちまして、令和元年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。